



令和5年8月29日

かすみがうら市議会
議長 小座野 定 信 様

かすみがうら市議会政治倫理
条例に関する調査特別委員会
委員長 設 楽 健 夫

かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会調査報告書

本委員会の調査の結果について、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

記

1 本委員会設置の趣旨（会議録より抜粋）

本委員会はかすみがうら市議会議員のより良き政治倫理条例の制定を目指し設置されました。

かすみがうら市政治倫理条例は合併後平成25年議会に提案されましたが成立に至らず令和4年第4回定例会において、議案第61号 かすみがうら市政治倫理条例の制定について市長等と議員の一体型の条例が提案されましたが、賛成少数で否決となりました。

政治倫理条例は、自治体によって4つに分類され、下記の調査報告があります。

- ①議員を対象に条例が制定されている自治体、416
- ②市長等を対象に条例が制定されている自治体、9
- ③議員と市長等が一体型で条例が制定されている自治体、183
- ④議員の条例、市長等の条例を別々に両方制定している自治体、71

全国の自治体数は1,718市町村ですが、そのうち679市町村で政治倫理条例が制定されており、かすみがうら市は県南地区で唯一未制定の状態がある状況が続くことになりました。

その後、本市の議会議員選挙において政治倫理条例案に対する議論が展開されました。令和5年3月議会には市長等政治倫理条例が上程され、議案審査が行われ、一方では「かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会」が提案され賛成多数で設置され、「発議第2号かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の制定について」が議員提案により提案され、本特別委員会に付託されました。

本委員会は、市民の期待に応えられる、より良き政治倫理条例の制定を目指します。

2 委員会の設置

① 設置決議

令和5年3月3日の「令和5年かすみがうら市議会第1回定例会」において、
発議第1号かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会の設置
についての決議により設置した。

② 委員会の定数

15名

③ 構成委員

委員長	設楽 健夫	副委員長	櫻井 健一
委員	矢口 龍人	委員	佐藤 文雄
委員	岡崎 勉	委員	来栖 丈治
委員	櫻井 繁行	委員	小倉 博
委員	久松 公生	委員	鈴木 貞行
委員	服部 栄一	委員	石澤 正広
委員	鈴木 更司	委員	塚本 直樹
委員	井出 有史		

3 調査対象

かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査

4 委員会の開催状況

- ① 令和5年3月3日（金）
- ② 令和5年3月17日（金）
- ③ 令和5年3月20日（月）
- ④ 令和5年5月26日（金）
- ⑤ 令和5年6月13日（火）
- ⑥ 令和5年8月23日（水）
- ⑦ 令和5年8月29日（火）

5 参考人、説明員の出席等

- ① 執行機関として出席を求めた者
市長公室長（令和5年3月17日）

6 調査内容

市議会での議員提案による政治倫理条例制定を前提として、制定自治体の実態調査や先進事例の研究など。

7 調査経過

- ・令和5年第1回定例会において、令和5年3月8日に付託された「発議第2号かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の制定について」について、令和5年3月17日、20日の2日間にわたって、慎重に審査を行いました。
- ・令和5年3月20日、「発議第2号 かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の制定について」について修正案が提案され、本特別委員会では全会一致で修正可決すべきものと決定し、その後も、かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査については、引き続き調査することが必要と判断し、継続審査することとしました。
- ・令和5年3月24日、令和5年第1回定例会において、本委員会報告のとおり、「発議第2号 かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の制定について」について、修正可決されました。
- ・令和5年5月26日、本委員会を開催し、市長等の政治倫理条例が議決された後に審査請求権、審査会について市長等の政治倫理条例との整合性について議論することとしました。
- ・令和5年6月13日、令和5年第2回定例会において、閉会中の継続調査申出を行い、調査を継続するものとししました。
- ・令和5年8月23日、本委員会を開催し、施行された後のかすみがうら市議会政治倫理条例の課題について議論し、改正案を作成することとしました。
- ・令和5年8月29日、本委員会を開催し、かすみがうら市長等の政治倫理条例との整合性を図るべく、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の改正案を委員会提出議案として令和5年第3回定例会に提出することとしました。

8 調査結果

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例が制定された後も調査を継続し、その後制定されたかすみがうら市長等の政治倫理条例との整合性を図るべく、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の改正案を別紙のとおり作成し、全委員の総意で、令和5年第3回定例会に委員会発議として提出することとしました。

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例（令和5年3月31日条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第5条に規定するかすみがうら市議会議員政治倫理審査会に出席し、」を削る。

第5条から第6条を削る

第7条の見出しを「調査請求権」に改め、第5条とし、同条第2項を「議長は、前項の請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添えて、審査会に調査を求めるものとする。」から「議員は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、議員定数の3分の1以上の議員の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。」に改め、次の2項を加える。

3 議長は、第1項又は第2項の請求を受けたときは、調査請求書及び添付資料の写しを10日以内に市長に送付し、調査を求めなければならない。

4 市長は、議長から調査請求書及び添付資料の写しを受けたときは、速やかにかすみがうら市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に調査を求めなければならない。

第8条を削る。

第9条第1項中「第7条第2項及び」を削り、「議長」を「市長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、審査会から前項の報告書の提出を受けたときは、その写しを議長に送付しなければならない。

第9条に次の1項を加える

3 議長は、市長から報告書の写しの送付があった日から起算して10日以内

に、その写しを請求者に送付しなければならない。

第9条を第6条とする。

第10条を第7条とする。

第11条第1項中「議長」を「議員」に改め、「当該議員が」を削り、同条を第8条とする。

第12条を第9条とする。

第13条を第10条とする。

附則3項中「第11条」を「第8条」に改め、次の一項を加える。

4 この条例は、公布の日から施行する。

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、<u>第5条に規定するかすみがうら市議会議員政治倫理審査会に出席し、</u>自ら疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。</p>
<p><u>(議会議員政治倫理審査会の設置)</u></p> <p>第5条 議長は、審査請求があったときは、これを審査するため、速やかに議会にかすみがうら市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。</p> <p>2 審査会は、当該審査が終了するまで存続する。</p> <p>3 審査会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>4 委員は、議員のうちから議長が指名する。</p> <p>5 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。ただし、議員の資格を失ったときはその任期を終了する。</p> <p>6 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>7 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。</p> <p>8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>9 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で審査しなければならない。</p>	
<p><u>(会議)</u></p>	

第6条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前2項の規定にかかわらず、審査会は、審査の請求をされた議員(以下「被審査議員」という。)につき、第3条及び第4条の規定に違反し、この条例の遵守、出席自粛、役職辞任又は議員辞職の勧告、文書警告、全員協議会での陳謝その他の措置を審査の結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を要するものとする。

5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、被審査議員、審査請求をした者、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

6 審査会は、審査に当たり、被審査議員が審査会に出席して又は書面による説明ができる機会を設けなければならない。

7 被審査議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べなければならない。

8 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とすることができる。

(市民の調査請求権)

第7条 市民は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、法第18条に定める選挙権を有する市民500分の1以上

(調査請求権)

第5条 市民は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、法第18条に定める選挙権を有する市民500分の1以

<p>の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。</p> <p>2 <u>議長は、前項の請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添えて、審査会に調査を求めるものとする。</u></p>	<p>上の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。</p> <p>2 <u>議員は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、議員定数の3分の1以上の議員の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。</u></p> <p>3 <u>議長は、前2項の請求を受けたときは、請求書及び添付資料の写しを10日以内に市長に送付し、調査を求めなければならない。</u></p> <p>4 <u>市長は、議長から調査請求書及び添付資料の写しを受けたときは、速やかにかすみがうら市長等の政治倫理条例第5条に規定するかすみがうら市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に調査を求めなければならない。</u></p>
<p>(議長の調査依頼権)</p> <p><u>第8条 議長は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反している疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。</u></p>	
<p>(審査会の調査)</p> <p><u>第9条 審査会は、第7条第2項及び前条の規定による調査を求められたときは、当該事実の存否の調査を行い、60日以内に調査結果報告書を議長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>議長は、前項の規定により調査結果の報告書の提出を受けたときは、10日以内に請求者に文書で回答しなければならない。</u></p>	<p>(審査会の調査)</p> <p><u>第6条 審査会は、前条の規定による調査を求められたときは、当該事実の存否の調査を行い、60日以内に調査結果報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、審査会から前項の報告書の提出を受けたときは、その写しを議長に送付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>議長は、市長から報告書の写しの送付があった日から起算して10日以内に、その写しを請求者に送付しなければならない。</u></p>
<p>(議員の協力義務)</p>	<p>(議員の協力義務)</p>

<p>第10条 議員は、審査会から求めがあるときは、審査会に必要な資料を提出し、審査会の会議に出席して説明を行う等、調査審議に必要な協力をしなければならない。</p>	<p>第7条 議員は、審査会から求めがあるときは、審査会に必要な資料を提出し、審査会の会議に出席して説明を行う等、調査審議に必要な協力をしなければならない。</p>
<p>(贈収賄罪の第1審有罪判決宣告後における説明会)</p> <p>第11条 議長は、<u>当該議員が</u>刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪により、第1審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職に留まろうとするときは、議長に市民に対する説明会の開催を請求することができる。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、釈明することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(贈収賄罪の第1審有罪判決宣告後における説明会)</p> <p>第8条 議員は、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪により、第1審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職に留まろうとするときは、議長に市民に対する説明会の開催を請求することができる。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、釈明することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(違反措置等)</p> <p>第12条 議長は、議員が審査会の調査において政治倫理基準又は遵守事項に違反しているとの報告があったときは、その旨を議会報等で公表するものとする。</p>	<p>(違反措置等)</p> <p>第9条 議長は、議員が審査会の調査において政治倫理基準又は遵守事項に違反しているとの報告があったときは、その旨を議会報等で公表するものとする。</p>
<p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (適用区分)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (適用区分)</p> <p>2 (略)</p>

<p>3 <u>第11条</u>の規定は、この条例の施行日以後に逮捕され、起訴され、又は有罪判決の宣告を受けた議員について適用する。</p>	<p>3 <u>第8条</u>の規定は、この条例の施行日以後に逮捕され、起訴され、又は有罪判決の宣告を受けた議員について適用する。</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>4 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>
--	--